

2 震災の活動計画

2-1 震災時の任務分担

- 地震時に従業員がそれぞれ勝手に行動すると、ただ混乱を招くだけです。被害を少なくするためには、従業員数にかかわらず、組織的な行動が必要です。
- 特に大規模な地震発生時は、人的、物的被害が甚大となることが予測されるため、災害対応における指示命令系統に混乱をきたすことが予想されます。そのため、事業所の実態に応じ柔軟に対応できる体制にしておく必要があります。
- 任務分担をあらかじめ定め、非常事態には具体的な指示がなくても行動できるようにしておくことが大切です。



チェック事項

- 任務分担を決めているか。
任務する担当者をそれぞれ定め責任をもって活動する。

任務分担編成表（例）

	担 当	氏 名	任 務
責任者	出火防止及び 初期消火担当	●● ●● △△ △△	<ul style="list-style-type: none"> ・火気使用設備等の使用停止 ・初期消火 ・救助、応急救護
	情報連絡担当	□□ □□ ×× ××	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の通報及び情報収集 ・従業員等への情報提供
	避難誘導担当 (案内担当)	◎◎ ◎◎ ▲▲ ▲▲	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路の確保、避難場所への誘導 ・帰宅困難者等の待機場所への誘導
	安全防護担当 (資材担当)	■ ■ ○○ ○○	<ul style="list-style-type: none"> ・非常電源の確保 ・非常用物品の準備、配布
	救出救護担当	▽▽ ▽▽ ◇◇ ◇◇	<ul style="list-style-type: none"> ・応急救護所の設置 ・負傷者の応急処置

ポイント

- 事業所の用途等に応じて、任務の種類や担当者の数などを考慮し、編成する必要があります。例えば、多数の客がいる事業所では、避難誘導担当者を多くするなどの考慮が必要となります。
- 担当者の指定は、普段担当している仕事との関連等を考慮することも大切です。
- 各任務の担当者は、緊急事態に備えて他の任務を補完できるようにします。

2-2 緊急地震速報

- 緊急地震速報は、地震の発生及びその規模を素早く感知し、地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、強い揺れが来ることを知らせるものです。
- 被害をもたらすような大きな揺れが到達する前に緊急地震速報を活用し、身の安全を図るなどの緊急措置をすることで、地震による被害を軽減することができます。

チェック事項

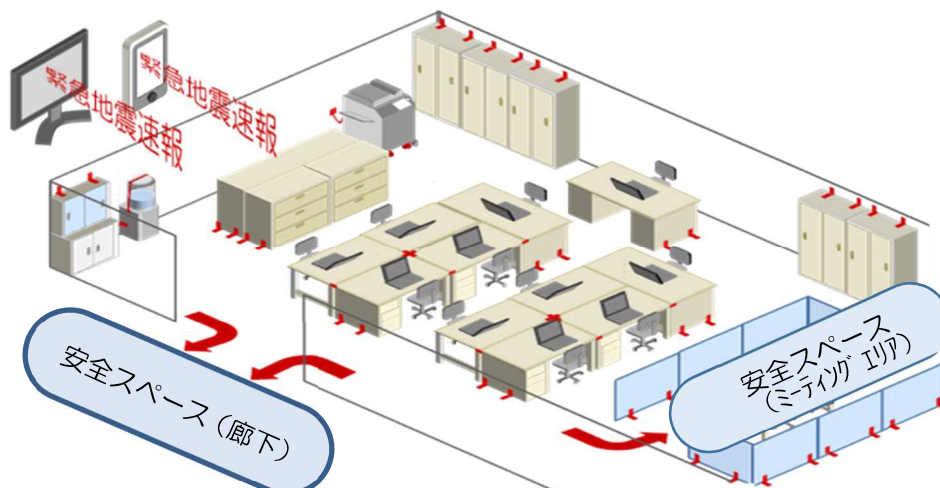
- 緊急地震速報を活用した対応措置が定められているか。

ポイント

- 『周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。』を意識した計画にする必要があります。
- 緊急地震速報を受信した場合は、次のような緊急措置を実施します。
 - ・ 大きな家具からは離れ、大きな机の下などに隠れ、頭を保護する。
 - ・ あわてて外に飛び出さずに安全スペースを探す。
 - ・ 火気設備等を使用している場合は、揺れがおさまってから消火する。
- 施設の特性等を考慮し、安全確保の最も適切な方法を検討します。

安全スペースへの退避（緊急地震速報を受けた時）

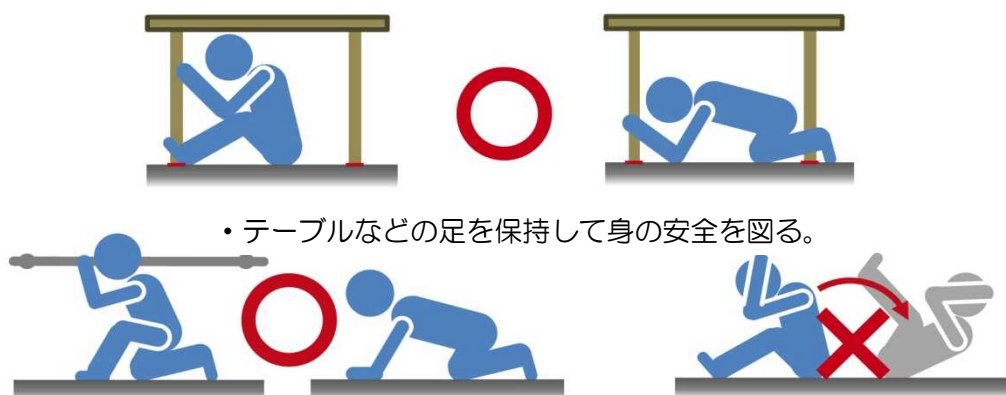
重量物から離れ、慌てずに安全スペースへ退避し、身の安全を図る



安全スペース：なるべく家具などを置かない廊下、ミーティングエリアなど

【身の安全の図り方】

テーブルの下の物が「倒れてこない」、「落ちてこない」、「移動してこない」空間に身を寄せ、姿勢を低くする。



・テーブルなどの足を保持して身の安全を図る。

・手すりがある場合には、手すりにつかまり姿勢を低くする。

・手すりがない場合は、四つん這いになる。

・安定がなくなり、座ったまま転倒する可能性があるため、完全には座らない。

2-3 出火防止、初期消火活動

- 地震の被害を最小限に抑えるには、まず身体を守り、揺れがおさまってから素早く火の始末をします。

チェック事項

- 各階の火気使用設備等の点検する任務分担ができているか。
- 消火設備等の設置位置、操作要領を把握しているか。
- 各任務分担に基づき、消火活動が、迅速、的確にできる計画となっているか。

ポイント

- 地震の揺れを感知する感震機能付の分電盤やコンセントなど、地震動による出火防止機能を備えた器具等の導入も検討しましょう。
- 初期消火は、次の点に留意して活動します。
 - ・ 炎や煙に惑わされず、燃えているものを確かめる。
 - ・ 燃えているものに適した消火器等を使う。
 - ・ できるだけ多くの消火器を集めて、一気に消火する。
 - ・ 人数の少ない事業所で、同時に2か所以上から出火した場合は、人命に影響を及ぼす場所の火災を優先する。

地震がおさまった後の火気設備等の出火防止対応

- 電気設備器具
 - コンセントからプラグを抜く。
 - 安全器又はブレーカーを切る。
 - 器具の上や周りに落ちた可燃物を取り除く。(以下も共通)
 - 配線が損傷していないかを確認する。
- 石油設備器具
 - 対震安全装置付のものでも完全に火が消えていることを確かめ、燃料コックを閉にする。
 - 電源を必要とするものはスイッチを切り、燃料コックを閉にし、安全器又はブレーカーを切る。
 - 使っていないものでも倒れていたら油もれを防ぐため起こす。
- ガス設備器具
 - 器具栓を閉め、元栓も閉める。
 - 都市ガスは、ガス遮断付ガスメーター（マイコンメーター）の遮断状況（赤ランプ点滅）を確認する。
 - プロパンガスボンベは、ボンベのバルブを回してガスを止める。

2-4 危険物等の漏えい時の緊急措置

- 危険物等を貯蔵し、取り扱う事業所では、あらかじめ危険物等の漏えい時の拡大防止措置、回収方法、火災等の二次災害防止措置、資器材の準備と調達方法、災害時の事業所間の応援協定などを定めておきます。

チェック事項

- 漏えいした危険物等の拡大防止措置を具体的に決めているか。
- 火災等の二次災害の発生防止措置及び漏えいした危険物等の回収など応急措置を具体的に決めているか。

ポイント

- 早期に危険物施設の供給コックやバルブ（元栓）を閉鎖します。
- タンク等から漏えいした場合は、栓などを使用して亀裂、破損部分をふさぎます。
- 屋内で漏えいした場合は、窓などを開放し、十分な換気を行います。
- 屋外で漏えいした場合は、屋内への可燃性蒸気の流入を防ぐとともに、火気設備等の使用を停止します。
- 乾燥砂などを使用して早期に回収し、公共下水道等への流出を防ぎます。
- 漏えいした場合は、土のう、吸着剤等により敷地外



への流出防止や泡消火剤等による油面の被覆等を実施します。

- 電気設備等については、電源を切る際のスパーク等による引火、爆発の恐れがあることから、むやみにスイッチ操作をしないようにします。
- 爆発や有毒ガスの拡散など危険が予想される場合は、周囲の地域住民に避難を呼びかけます。

2-5 救出・救護

- 大規模な地震時は、同時に多くのけが人や救助事案の発生するほか、交通障害等により、消防機関が平常時のような救助・救急活動を行うことが困難になることが予想されます。このため、救出や救護を自分の事業所で行えるよう事前の教育、訓練が必要となります。
- 特に、救出活動は、生存率が高い時間内での迅速な救出活動が要求されます。
- ガラスや落下物による創傷や骨折、また、やけどなどのけが人が発生しますが、それに対しての応急手当も必要となります。
- 阪神・淡路大震災では、倒壊した住宅などから自力脱出できなかった人のうち、およそ3/4の人が、家族や付近住民により救出されたと推定されています。

チェック事項

- 建物の倒壊や落下物などにより救助を必要とする場合に、ただちに救出活動を行う体制ができているか。
- けが人の応急手当を行う体制はできているか。
- 医師の手当てを必要とする人を医療機関や救護所に搬送する体制ができているか。

ポイント

- 救出活動を実施する場合は、必ず自己の避難路の安全を確保して行います。
- 建物の下敷きなどの事故と同時に火災が発生した場合は、原則として火勢を抑えてから救出活動にあたります。
- できるだけ周囲の人の協力を求め、二次災害を起こさないよう注意しながら救出活動にあたります。
- 事業所に事前に備えてある資器材のほか、周囲の備蓄資器材や建築、土木等の技術者・重機操作者などの応援を求め、地域一体で救出活動にあたります。
- けが人の応急手当については、事業所の救出救護担当が中心に活動を行います。

2-6 情報の収集

- 地震発生後の活動を何も情報もないまま、また、不確実な情報のまま行うことは、最優先に実施すべき活動を誤ったり、効果的な活動をとることができないことになり、被害を最小限に抑えることができません。
- 事業所では、震災時の任務分担に応じて被害状況等を正確に把握し、確実に責任者へ報告します。
- 責任者は、正確な情報を素早く入手するとともに、必要な情報を災害対策本部で集約し震災活動に反映させるとともに、従業員等へ提供して混乱を防止するなどの対応をとる必要があります。



チェック事項

- 建物内外の被害状況を把握するとともに、情報を積極的に収集し、従業員等に随時伝達するようになっているか。
- 火災や救助事案が発生した場合に消防機関への通報手段が整っているか。

ポイント

- 公共放送、ケーブルテレビ、インターネットなど各種情報媒体の有効活用を図り、正しい情報を入手します。
- 業務無線のある事業所は、無線を活用して情報の収集をします。
- 火災やけが人が発生したが、電話が使用できない場合は、近くの消防署に直接駆けつけて知らせます。
- 情報の混乱を防ぐため、入手した情報を取りまとめる場所や情報連絡責任者を定め、情報の整理確認を行います。
- 入手した情報を従業員等に連絡する方法は、状況に応じて社内放送や内線電話、情報連絡員などにより行います。
- 通信ルートの複数化を図り効率的な連絡体制を確保するようにします。

2-7 避難場所及び避難方法

- 地震による火災が延焼拡大したり、津波、高潮等により地域全体が危険になった場合は、速やかに避難場所に避難しなければなりません。
- あらかじめ決めてある避難場所や避難経路を確認しておき、より安全で迅速な避難ができるようにしておく必要があります。

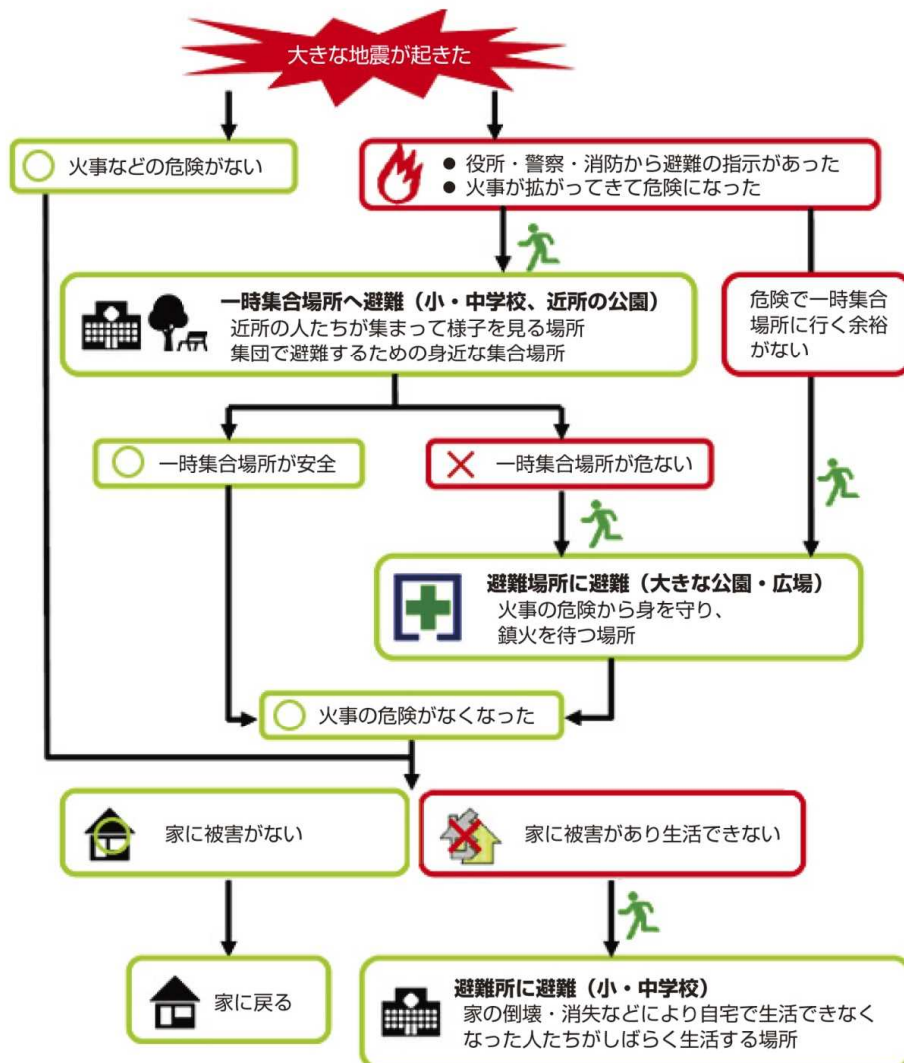
チェック事項

- 避難場所、避難経路を把握しているか。
- 防災機関の避難指示があった等により避難する場合は、あらかじめ決めてある避難道路を利用し、避難場所にまとまって避難するように定めているか。
- 避難誘導時の拡声器の携帯や避難者の人員の確認方法など、具体的な避難誘導要領等を定めているか。
- 避難時には、電気のブレーカー及びガスの元栓を遮断する等の処置を行うように定めているか。

ポイント

- 事前に避難場所を確認しておき従業員に知らせておきます。
- 事前に避難経路や避難場所を自分の足で確かめておきます。
- 職場から避難場所までの経路を複数決めておきます。
- 避難誘導を行うには拡声器、メガホンなどを活用し、指示をします。

<避難の順序>



引用：東京都ホームページより

2-8 地域住民との連携

- 大規模な地震時は、同時多発火災の発生や道路の通行障害等により、消防機関による十分な活動が期待できなくなるおそれがあります。
- 事業所においては、火災の拡大防止やけが人の救出救護などにおいて、地域住民と協力した連携活動を積極的に実施するようにします。

チェック事項

- 事業所の人員、資器材を動員して、地域で発生した災害に対して、初期消火活動、救出・救護活動を行うようになっているか。

ポイント

- 地震時における火災等の災害から地域社会の安全を守るためには、地域の防災市民組織とともに、事業所の防災組織をも含めた地域ぐるみの対応が期待されます。
- 周辺地域の町会や自治会、防災市民組織及び他の事業所等との協定は文書によって締結されることが多く、実情に見合った形での協力体制をつくります。
- 近隣の町会などで行う防災訓練には積極的に参加し、日頃から協力体制をつくっておくことが大切です。



2-9 安否確認の実施

- 震災時には、電話の輻輳状況を確認し、事前に定めた事業所と従業員間の安否確認手段を用いて、迅速かつ効率的に安否確認を行います。
- 外出者に対する従業員の安否確認は、緊急連絡簿等を活用し担当者を分担して実施し、確実に責任者に報告するようにします。
- 複数の拠点を抱える事業所にあっては、各事業所周辺地域の被害状況などを安否確認時に併せて情報収集し、地震被害の全体像の把握に努めるとともに、収集した情報については、従業員等に伝達するようにします。

チェック事項

- 震災時の従業員、家族等との安否確認が、事前に定めた連絡手段を用いて組織的に迅速かつ効率的に実施する体制となっているか。
- 安否確認の結果や収集した情報を一元管理するとともに、従業員に伝達しているか。



ポイント

- 家族等との安否確認については、従業員が事前に定めた連絡手段を用いて迅速に実施するようにします。
- 外出者に対する従業員の安否確認は、外出者一覧等を作成し、最終的に安否確認ができるまで事業所として組織的に対応します。
- 従業員に対して携帯電話のバッテリー等を用意させるとともに、自家用発電機等を稼働させ、安否確認に用いる設備等の電力を確保します。

2-10 待機・安全な帰宅

- 従業員等には、「むやみに移動を開始しない」ことを徹底するとともに、建物周辺や建物内外の被害状況等を速やかに把握し、待機場所等の設営を行います。
- 交通機関の復旧状況や幹線道路等の混雑状況を勘案し、安全に帰宅できるようになった場合は、時差退社の実施を検討します。
- 建物の安全性が確保できない場合は、従業員等を一時滞在施設や避難場所へ誘導するようにします。

チェック事項

- 待機場所は、建物周辺や建物内外の被害状況等の安全性を把握したうえで、必要な収容人員が待機できる広さや環境を確保しているか。
- 帰宅する従業員に対して帰宅経路の被害状況や代替交通機関の状況などの情報提供を行うものとなっているか。
- 帰宅困難者のための非常用物品（食料、飲料水、寝具等）を準備しているか。



ポイント

- 地震時は、従業員等に対して『地震 その時 10のポイント』（裏表紙参照）に示す行動が適切にとれるよう事前に定められた任務分担に基づき必要な指示等を行い、従業員等の混乱防止を図ります。
- 地震発生後は、建物周辺、建物内外の被害状況等を速やかに把握し、建物の安全性を確認します。
- 従業員等には、一斉帰宅の抑制を図る計画に基づき、「むやみに移動を開始しない」ことを徹底するとともに、従業員等を留めるための待機場所の設営を行います。
- 備蓄倉庫等から非常用物品（水、食料、寝具等）を搬送し、従業員等に配布します。

- 交通機関の復旧状況や幹線道路等の混雑状況を勘案し、安全に帰宅できるようになった場合は、時差退社を実施します。

帰宅可否の判断基準（例）

◆ 帰宅を開始する前に確認した方がよい事項

- 1 天候等の条件
- 2 帰宅ルート（通行可否を含む。）及び帰宅予想時間
- 3 防火対象物の周辺地域で延焼火災、建物倒壊、液状化等の災害状況
- 4 延焼火災、建物倒壊、液状化等の災害の情報が、帰宅ルートと重なっていないかどうか。
- 5 交通規制の有無や、代替ルート確保の可否
- 6 路上に大量の帰宅困難者があふれていないかどうか。

◆ 帰宅を控えた方がよいと思われる事項

- 1 移動距離が20km以上ある。
- 2 自宅に到着する予想時間が、日没の1時間前よりも後となる。
- 3 他に同一方向に帰宅する者がおらず、単独で帰宅することとなる。
- 4 靴、飲料水・食糧その他の個人の装備等が不十分である。

時差帰宅の実施



2-11 その他

《エレベータの閉じ込め対策》

- 令和4年の新しい被害想定では、東京都内の22,426台のエレベータで閉じ込めが発生すると予測されました。
- 避難の際には、エレベータを使わないよう徹底することが大切です。
- エレベータ管理会社の連絡先を防災センター等の分かりやすい位置に掲示します。
- エレベータ閉じ込め発生時は、次の点に留意して対応します。

＜エレベータ閉じ込め発生時の対応＞

○ 防災センター等の対応

- ・ 途中階での停止など、速やかにエレベータの停止位置を確認する。
- ・ インターホン等により内部に呼びかけ、閉じ込め者の有無を確認する。
- ・ 閉じ込められた人がいる場合は、すみやかにエレベータ管理会社の緊急連絡先に連絡する。
- ・ 閉じ込められた人にけが人や急病人がいるかを確認し、けが人や急病人がいる場合は、119番通報をする。
- ・ 階ボタン、扉開閉ボタンの操作により復旧する場合があるので、閉じ込められた人に操作させる。
- ・ エレベータ管理会社等に連絡した旨、その他地震の状況等を閉じ込められた人に連絡する。
- ・ エレベータ管理会社又は消防隊が到着した場合は、エレベータの停止位置等の情報提供を行い、現場に誘導する。

○ エレベーター内部に閉じ込められた場合の対応

- ・ エレベータに閉じ込められた人は、インターホンにより防災センター等に閉じ込められた旨を連絡するとともに、けが人等の有無を伝える。
- ・ 地震に気がいたら、最寄りの階でエレベータを止め、ただちにエレベータから降ります。

- エレベータには、「地震時管制運転装置※」（地震時、自動的に最寄り階に着床し一定時間後に戸を閉め運転を休止する装置）をつけることとされています。
※平成21年9月28日以降設置が義務化
- 閉じ込められた方が健康状態を損なうことなく救出を待つことができるようにするため、エレベータのかご内に、簡易トイレや非常用飲料水等を備蓄した防災キャビネットを設置することが有効です。

